

どっちが高い??

# あなたの時給と 山形県の最低賃金

2022年10月6日から山形県の  
地域別最低賃金は

**854** 時給  
円



午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%を加算

**1,068** 時給  
円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

- ✓ 最低賃金は、国が法に基づいて定める「賃金の最低額」です
- ✓ 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています
- ✓ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります
- ✓ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます
- ✓ 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます

あなたの賃金は…?

記入して  
おね!



裏面で自分の時給を計算してみよう!

「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら  
なんでも労働相談ホットラインへ



労働相談  
チャットボット  
「ゆにボ」

**連合山形 023-625-0555**

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

連合山形

検索



県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

連合山形酒田鮎海地域協議会 ☎0234-24-5505  
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605  
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515  
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005  
〒995-0033 村山市楯岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F

連合山形地域協議会 ☎023-622-0551  
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551  
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F



あなたの最低賃金

# 今すぐチェック!



## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

**対象** **基本給 + 諸手当\***  
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

**対象でない** 一時金(ボーナス) ・ 残業代 ・ 精皆勤手当  
通勤手当 ・ 家族手当 ・ その他臨時の手当



## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。



**時給の人** **時給額** そのままでOK!

**日給の人** **日給額 ÷ (1日の所定労働時間)**

**週給の人** **週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)**

**月給の人** **月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)**

**歩合給の人** 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

あなたの賃金大丈夫?  
ウェブでチェックできます!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…  
なんでも労働相談ホットラインへ

